

鉱業権者は、次の点に留意し、新たな自主保安体制の確立、鉱山労働者の保安意識の高揚、保安に関する知識、技能の向上を図るものとする。

イ 保安活動の積極的な実施

鉱業権者は、鉱山労働者の保安意識を高揚させるため、各鉱山の実情に即した保安を推進するための活動を積極的に実施すること。

ロ 保安教育の計画的な実施

鉱業権者は、鉱山労働者の資質を一層向上させるため、その職務の種類、年齢等に応じた保安教育を計画的に実施すること。また、作業監督者に選任するための資格については、計画的にその取得に努めること。

ハ 有効な退避訓練等の実施

鉱業権者は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、有効な退避訓練、救護訓練の実施に努めること。

三 露天掘採場の残壁対策

鉱業権者は、石灰石鉱山等の露天掘採場における長大残壁について計画的な地質調査、安定解析及び計測管理等に努め、適切な採掘切羽を設定するとともに、残壁の安定化を図ることにより、鉱山災害の防止に努めるものとする。

四 坑内構造の整備

各鉱山の坑内構造をその自然条件に対応した合理的なものとするには、保安の確保、特に重大災害の防止上不可欠の要件である。したがって、鉱業権者は、各鉱山の坑内構造の整備に努めるとともに、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、所要の保安施設の整備に努めるものとする。

五 作業環境の整備

イ 作業環境の整備
 鉱業権者は、粉じん防止、坑内におけるディーゼル排出ガスの有害成分の排出抑制、坑内温度調節、坑内照明の改善等作業環境の整備に積極的に努めるものとする。特に、粉じん防止対策については、粉じん濃度測定及び評価の着実な実施等により坑内外を通じた作業環境改善対策の一層の

推進に努めるものとする。また、鉱山労働者の呼吸負担も考慮した電動ファン付き呼吸用保護具等有効な保護具の着用を推進するものとする。

ロ 作業場の整備

鉱業権者は、選鉱場、製錬場等の作業場における「運搬装置のため」、「墜落」、「取扱中の器材鉱物等のため」、「転倒」等による災害を防止するため、機械・装置の保安設備、通路等の整備に努めるものとする。

六 保安技術対策の推進

掘採条件の悪化、生産技術の進歩等に対応して保安技術を不断に向上させ、かつ、その成果を実地に適用することは、保安確保上不可欠の要件である。このため、産学官が連携を図り、保安技術の向上に努め、また、鉱山保安協議会等を活用し保安技術対策を推進するものとする。

七 外国人研修生に対する配慮

産炭国石炭産業高度化事業を実施する石炭鉱山においては、外国人研修生に配慮した災害防止対策を図るものとする。

八 単独作業及び非常常作業に対する保安管理

鉱業権者は、請負作業者を含め、単独作業及び修理等の非常常作業に携わる者の災害を防止するため、鉱山全体での保安管理に努めるものとする。

九 国における保安確保の取り組み

国は、鉱山におけるリスクマネジメントの実施状況及びその有効性を確認するとともに、各鉱山の実情に即したリスクマネジメントシステムの構築を支援するため、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組みものとする。

十 鉱業労働災害防止協会及び鉱業関係団体の活動の充実

鉱業労働災害防止協会は、民間における自主保安体制強化の活動の中核機関として、鉱業権者のニーズを踏まえた有効な保安教育、保安指導、広報等鉱山災害の防止のための活動を一層強力に実施するものとする。また、鉱業関係団体においても、鉱山災害防止の活動を積極的に実施するものとする。

○特許庁告示第三号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則昭和五十二年通商産業省令第三十四号）第七十八条の五の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十六日
 特許庁長官 肥塚 雅博

第二号中「二十六万千円」を「二十六万八千八百円」に改める。	国土交通省告示第三百五十一号 次の信号符号を点附したので、船舶法施行細則（明治三十一年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。																																																						
平成二十年三月二十六日 国土交通大臣 冬柴 鐵三	<table border="1"> <tr> <th>信号符号</th> <th>船名</th> <th>取 消 日 平成</th> </tr> <tr> <td>JCS</td> <td>140640 きそ</td> <td>20. 2. 21</td> </tr> <tr> <td>JCW</td> <td>140680 MITCHIGAN HIGHWAY</td> <td>20. 2. 7</td> </tr> <tr> <td>JD2486</td> <td>140615 やえぐも</td> <td>20. 2. 21</td> </tr> <tr> <td>JD2529</td> <td>140661 あせけ</td> <td>20. 2. 12</td> </tr> <tr> <td>JD2534</td> <td>140666 J P COSMO S</td> <td>20. 2. 13</td> </tr> <tr> <td>JD2548</td> <td>140677 かいおつ</td> <td>20. 2. 6</td> </tr> <tr> <td>JD2565</td> <td>140693 第八十三怒實丸</td> <td>20. 2. 12</td> </tr> <tr> <td>JD2574</td> <td>140697 萬古丸</td> <td>20. 2. 15</td> </tr> <tr> <td>JD2578</td> <td>140701 海邦丸</td> <td>20. 2. 7</td> </tr> <tr> <td>JD2587</td> <td>140713 さんりく</td> <td>20. 2. 27</td> </tr> <tr> <td>JD2589</td> <td>140714 げんかい</td> <td>20. 2. 29</td> </tr> <tr> <td>JD2597</td> <td>140717 なつぐも</td> <td>20. 2. 21</td> </tr> <tr> <td>JD2599</td> <td>140719 あせぐも</td> <td>20. 2. 26</td> </tr> <tr> <td>JD2605</td> <td>140723 第二赤丸</td> <td>20. 2. 26</td> </tr> <tr> <td>JD2617</td> <td>140728 陸山丸</td> <td>20. 2. 14</td> </tr> <tr> <td>JD2627</td> <td>140731 海鷹一号</td> <td>20. 2. 12</td> </tr> <tr> <td>JD2631</td> <td>140734 第七新米丸</td> <td>20. 2. 26</td> </tr> </table>	信号符号	船名	取 消 日 平成	JCS	140640 きそ	20. 2. 21	JCW	140680 MITCHIGAN HIGHWAY	20. 2. 7	JD2486	140615 やえぐも	20. 2. 21	JD2529	140661 あせけ	20. 2. 12	JD2534	140666 J P COSMO S	20. 2. 13	JD2548	140677 かいおつ	20. 2. 6	JD2565	140693 第八十三怒實丸	20. 2. 12	JD2574	140697 萬古丸	20. 2. 15	JD2578	140701 海邦丸	20. 2. 7	JD2587	140713 さんりく	20. 2. 27	JD2589	140714 げんかい	20. 2. 29	JD2597	140717 なつぐも	20. 2. 21	JD2599	140719 あせぐも	20. 2. 26	JD2605	140723 第二赤丸	20. 2. 26	JD2617	140728 陸山丸	20. 2. 14	JD2627	140731 海鷹一号	20. 2. 12	JD2631	140734 第七新米丸	20. 2. 26
信号符号	船名	取 消 日 平成																																																					
JCS	140640 きそ	20. 2. 21																																																					
JCW	140680 MITCHIGAN HIGHWAY	20. 2. 7																																																					
JD2486	140615 やえぐも	20. 2. 21																																																					
JD2529	140661 あせけ	20. 2. 12																																																					
JD2534	140666 J P COSMO S	20. 2. 13																																																					
JD2548	140677 かいおつ	20. 2. 6																																																					
JD2565	140693 第八十三怒實丸	20. 2. 12																																																					
JD2574	140697 萬古丸	20. 2. 15																																																					
JD2578	140701 海邦丸	20. 2. 7																																																					
JD2587	140713 さんりく	20. 2. 27																																																					
JD2589	140714 げんかい	20. 2. 29																																																					
JD2597	140717 なつぐも	20. 2. 21																																																					
JD2599	140719 あせぐも	20. 2. 26																																																					
JD2605	140723 第二赤丸	20. 2. 26																																																					
JD2617	140728 陸山丸	20. 2. 14																																																					
JD2627	140731 海鷹一号	20. 2. 12																																																					
JD2631	140734 第七新米丸	20. 2. 26																																																					

○国土交通省告示第三百五十二号
 次の信号符号を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十一年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十年三月二十六日
 国土交通大臣 冬柴 鐵三

信号符号	船名	取 消 日 平成
JCOD	111137 トーヨーオーキツ	20. 2. 4
JE2197	115266 第三十三正丸	20. 2. 14
JE2489	130890 第六十八丸丸丸	20. 2. 18
JG4022	121807 はせゆづ	20. 2. 18
JG5171	133798 第二十三仲興丸	20. 2. 5
JG5311	134349 裕理	20. 2. 12
JG5376	136618 淡路丸	20. 2. 22
JH2024	95123 第二兼五丸	20. 2. 12
JH2904	125676 新興丸	20. 2. 21
JH3126	128443 すいりゅう	20. 2. 18
JT2610	109704 第八平安丸	20. 2. 4
JT3408	131639 第二十徳丸	20. 2. 26
JT3509	133424 第二大昭丸	20. 2. 13
JJ3520	129180 裕洋丸	20. 2. 1
JK3515	113128 第二十五幸丸	20. 2. 4
JK4876	130951 第二和丸	20. 2. 5
JL4794	123954 第十一明神丸	20. 2. 4
JL5684	129972 大福丸	20. 2. 25
JM4149	133740 第五快球丸	20. 2. 7
JM5635	129461 第十一徳丸	20. 2. 15
JM6018	131409 フルータイマセン	20. 2. 29

○国土交通省告示第三百五十三号
 次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十一年通信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十六日
 国土交通大臣 冬柴 鐵三

証書番号	船名	取 消 日 平成
21015	57. 6. 18 95123 第二兼五丸	
A031311	15. 4. 8 121781 第三松丸丸	

○国土交通省告示第三百五十四号
 次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十一年通信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十六日
 国土交通大臣 冬柴 鐵三

証書番号	船名	取 消 日 平成
3738	5. 7. 6 130890 第六十八丸丸丸	
A0418152	16. 1. 20 134888 ゆづし丸丸	
6295	14. 1. 29 127197 第拾五小浦丸	